

公 示

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項の規定に基づく運行記録計
による記録を義務付ける場合について

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項の規定に基づく区域運行を行う一般乗
合旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録を義務付けると地方運輸局長が認
める場合について、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年 9 月 1 5 日

北海道運輸局長 江 口 稔 一

記

運送の区間に係る最短経路の運行距離が、概ね100kmを超えるもの（発地及び着
地のいずれもが営業区域内にあるものを除く。）である場合

附 則

この公示は、平成18年10月1日以降に適用する。